

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-060	2017/01/15	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、開放式)	秋田県	右記参照	〃	(火災)当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品の水抜きを行っておらず、事故発生時に使用者が当該製品の操作ボタンを押したところ湯しなかった。○使用者は、当該製品の排気口から白煙が出たため、慌てて乾いたタオルを排気口の上にかぶせた。○当該製品の外郭上部が過熱により変色していた。○熱交換器のパイプと水量調節部品を固定する固定板が外側に盛り上がり、Oリングが接続部よりはみ出していた。○熱交換器内部の伝熱管に亀裂が確認された。○当該製品の制御基板から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が水抜きをせず、凍結状態で点火操作を行ったため、熱交換器に水が流れず空だき状態となり、さらに使用者が乾いたタオルを排気口の上にかぶせたことでタオルが焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災の原因になるため、換気口や吸気口をタオル等で塞がない。冬期は、凍結防止のために水抜きを必ず行う。」旨、注意表示されている。	製造から25年以上経過した製品。平成29年2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G17-059	2017/01/31	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が蛇口をひねった瞬間に、ベランダの方から「ボン」という音がし、当該製品から白い煙が出ていて、水が漏れていた。○当該事故の1週間前に、当該製品の湯が出にくくなる不具合を、当該住宅の設備業者と思われる人が、当該製品の前板を開けて修繕していた。○当該製品の内部にガス漏れは認められなかった。○給水パイプの接続部には溝が設けられており、固定用ねじの先端がその溝にはまり、接続部は容易に外れない構造で、当該製品の溝にはねじの先端の痕跡が残っていたが、事故発生後の給水パイプは接続部がずれた状態となっており、接続部に水漏れが認められた。○接続部の給水パイプやねじに、腐食、変形、破損等は認められなかった。○水の流れを検知してバーナーを点火する水量センサーは、水漏れ箇所より上流に位置していた。○熱交換器内部にすずの付着が認められた。○熱交換器に隣接する制御基板に、熱交換器が高温になったことで発生したと思われる焼損の痕跡(基板の樹脂製カバーの変形、カバーに貼付のラベルの黒色化、基板右上の黒ずみ)が認められ、空だき防止装置と機器過熱防止装置が作動していた。●当該製品は、事故発生1週間前の修理において給水パイプの接続部がずれた状態で固定されていたため、接続部から水漏れが発生し、当該箇所より上流にある水量センサーが水の流れを検知してバーナーが着火したことから、熱交換器中の水が流れない状態で加熱されたため、熱交換器が異常過熱したものと考えられ、製品に起因しない	
B1G17-058	2017/03/20	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、密閉式(BF式))	静岡県	右記参照	〃	(CO中毒、軽症1名)当該製品を使用中、浴室で1名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。	○当該製品は使用者の親が設置しており、事故当時排気筒が外れた状態で使用されていた。○事故発生場所にはLPガスが供給されているが、当該製品は都市ガス用製品であった。○給湯側の熱交換器に多量のすすが付着していた。○給排気筒を正常に取り付けた状態で都市ガスを供給し給湯操作を行ったところ、多量の一酸化炭素が発生した。●当該製品は事故現場の供給ガスとガス種の異なる製品であり、給排気筒が正しく設置されていなかったため、不完全燃焼となって燃焼時の排ガスが浴室内に漏れ、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給排気筒トップの外れに注意。」、「この機器の設置、移動及び付帯工事には専門の資格、技術が必要。」、「ガスの種類を確認。異なるガスで使用すると、不完全燃焼により一酸化炭素中毒の原因となる。」旨、記載されている。	平成29年3月21日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済
B1G17-057	2017/04/19	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	静岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、使用者は当該製品の上に可燃物を置いた状態で外出していた。○当該製品に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-056	2017/04/15	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	京都府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者が当該製品で豆炭3個と木炭1個を入れて蓋をした火起こし器を加熱していた。○使用者が当該製品の火を消さずにその場を離れたところ、5分後に周辺から火が上がった。○当該製品は著しく焼損し、ガス用ゴム管は焼失してガス管止め、天板及びバーナーキャップは確認できなかったが、バーナーに異常は認められなかった。○当該製品の器具栓は「開」の状態であった。○当該製品の周辺には、段ボールや雑誌等の可燃物が置かれていた。●当該製品で炭の火起こし中にその場を離れたため、周辺の可燃物に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「調理以外の用途には使わない。」、「火をつけたまま離れない。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考	
					物的被害	人的被害				
B1G17-	055	2017/04/21	2020/05/21	ガスコンビネーションレンジ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	〃	(火災)当該製品を点火したところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者宅のリフォーム工事の際に、IHこんろ設置業者が当該製品の上に設置されていたビルトインガスこんろを取り外し、IHこんろを設置した。〇IHこんろ設置業者が当該製品の点火確認を行った際、IHこんろのグリル排気口から火が上がったため、メーターガス栓を閉止し、消火器を使用して消火した。〇IHこんろ設置業者がビルトインガスこんろを取り外した際、当該製品とビルトインガスこんろを接続していたガス連絡管の端末の閉栓を忘れていた。〇灯内内管からガス栓までの漏えい検査に異常は認められなかった。〇当該製品側よりガスが漏えいしているのが認められた。●IHこんろ設置業者がビルトインガスこんろを取り外した際、当該製品とビルトインガスこんろを接続していたガス連絡管の端末を閉栓し忘れたため、当該製品の点火確認のためガス栓を開いた際、ガスが流出し、点火時のスパークが流出したガスに引火して、火災に至ったものと推定される。	製造から20年以上経過した製品。平成29年4月24日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済。(7/10)消費者庁公表内容に合わせ修正した。
B1G17-	054	2017/04/24	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	埼玉県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇使用者は湯を沸かすために当該製品の左こんろ(強火力バーナー)にやかんをのせて操作ボタンを複数回押し続けて点火した際、炎が天井まで上がり当該製品及び周辺を焼損し、火傷を負った。〇当該製品は全体に汚れと腐食が著しく、前後左右面、トッププレート、ごとく、汁受皿、バーナーキャップに煮こぼれ、さびの粉が多数付着し堆積していた。〇強火力バーナーのバーナーキャップの一部に目詰まりが認められ、炎口が腐食し減肉しており、点火しにくい状態であった。〇ガスホースや内部のガス配管にガス漏れは認められなかった。〇トッププレート裏面及び電気系統のケーブル類に焼損の痕跡は認められなかった。〇燃焼状態の確認において、周囲を焼損するような炎の立ち上がり等の異常は認められなかった。●当該製品は、煮こぼれ等によりバーナーキャップが目詰まりし、炎口が腐食して減肉し、強火力バーナーが点火しにくい状態になっていたため、使用者がこんろの操作ボタンを押し続ける操作を複数回行ったときにたガスがこんろ上部に滞留し、再度の点火操作により引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「バーナーの炎口が煮汁等でつまっている、点火しにくい又は黄炎で燃えるときは、バーナーキャップの炎口を掃除する。」「バーナーキャップは消耗品である。薄くなったり変形して炎が不ぞろいになった場合は交換が必要である。」旨、記載されている。	平成29年4月25日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済
B1G17-	053	2017/04/22	2020/05/21	ガストーチ	埼玉県	右記参照	〃	(火災)店舗の厨房で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	〇事故発生時、使用中の当該製品と接続されていたカセットボンベの接続部から出火した。〇当該製品は、飲食店の厨房で料理の表面をあぶるのに使われており、事故前日までの使用では異常はなかった。〇事故当日、当該製品にカセットボンベを接続したのが、事故の直前だったか否かは特定できなかった。〇当該製品に著しい溶損は認められないが、火力調整つまみや点火レバーの一部に溶損が認められた。また、カセットボンベとの接続部に溶損は認められなかった。〇当該製品の接続部にはニトリルブタジエンゴム製のリングが2つ取り付けられており、それらに脱落、変形及びねじれは認められなかった。〇事故発生時に使用していたカセットボンベを接続して点火操作を行ったところ、正常に点火し、ガス漏れ等は認められなかった。〇前項に加え、カセットボンベを接続した当該製品に手で前後左右に力を加えたが、カセットボンベが脱落したり、カセットボンベとの接続部が緩んだりすることはなく、ガス漏れも認められなかった。●事故発生時の詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故発生時に使用されていたカセットボンベを接続してもガス漏れは認められず、点火状態にも異常がないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成29年5月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G17-	052	2017/05/06	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	滋賀県	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	〇グリル排気口がアルミ製こんろマットで塞がれていた。〇当該製品は、右こんろとグリルの点火スイッチが両方とも押された状態であった。〇左右のこんろのバーナーヘッド及び混合管入口に異常は認められなかった。〇当該製品にガス漏れは認められなかった。●当該製品のグリル排気口が塞がれた状態で使用者が誤ってグリルの点火スイッチを押したため、グリルから生じた高温の排気ガスがあふれて周辺を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「汁受皿の上にアルミ製の汁受皿をのせない。」「グリル調理中、グリル排気口の上にタオル、ふきんなどをのせない。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-051	2017/05/09	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	静岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇事故発生当時、使用者は外出しており、当該製品の上には可燃物が置かれていた。〇当該製品は正常に点火操作ができ、異常は認められなかった。〇当該製品は、使用者宅で継続使用されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-050	2017/04/27	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品の器具栓は消火位置で固着していた。〇使用者が就寝中に発生した事故であるが、使用者は就寝前に当該製品を使用していなかった。〇事故発生現場の焼損状態は居間側の焼損が著しく、居間側から台所側へ燃え広がった痕跡があった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-049	2017/01/30	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	兵庫県	右記参照	〃	(CO中毒、軽症1名)当該製品を使用中、浴室で1名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。	〇使用者(母親)が幼児(1歳、男児)と入浴中、幼児が一酸化炭素中毒の傾眠傾向となり救急搬送された。〇当該製品の給排気口が外壁塗装工事のための養生シートで塞がれていた。〇当該製品に変形等の異常は認められなかった。〇当該製品は、養生シートが外された後の安全点検で異常が認められず、継続使用されている。●当該製品の給排気口が養生シートで塞がれた状態で使用されたため、不完全燃焼となって生じた一酸化炭素が浴室内に流入したものと推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年6月1日
B1G17-048	2017/05/26	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は著しく焼損しており、樹脂部品が焼失し、亜鉛合金ダイカストのホースエンドが確認できなかった。〇アルミ合金ダイカスト製の器具栓及び混合管がすべて溶融していた。〇アルミ合金製のグリル受皿が確認できなかった。〇グリル内部に多量の油脂と炭化物が認められた。〇グリル内部に少量のアルミ溶融物が認められたことから、グリル受皿にアルミ箔を敷いていたと考えられる。●当該製品の焼損は著しく、グリル受皿の確認ができないため事故原因の特定には至らなかったが、使用者の清掃不足とグリル受皿にアルミ箔が敷かれていたことでグリル内部に油脂が堆積し、グリル調理中に油脂に着火してグリル排気口から炎が出たものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-047	2017/05/04	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品はプッシュ式のガスこんろである。〇事故発生時、当該製品の上にはカセットこんろが乗った状態であり、周囲にはカセットボンベや猫用のえさが散乱していた。〇当該製品は全体的に焼損しており、特に背面側が著しく焼損していた。〇左こんろの器具栓を確認したところ、内部のスビンドルは、操作ボタンが押されている状態の位置で止まっていた。〇当該製品内部、電気回路部分及びグリル庫内に出火の痕跡は認められなかった。〇使用者は当該製品をほぼ使用していなかったが、ガス栓は開いた状態であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月12日。報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
B1G17-046	2017/06/10	2020/05/21	ガスこんろ(ガス種不明)	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者が当該製品のグリルで魚のみりん干し3切れを調理中にその場を離れていたところ、グリル排気口から炎が吹き出した。〇当該製品のグリル排気口付近に置かれていた樹脂製容器が焼損し、壁に貼り付けていたキッチンパネルがすすで汚損した。〇当該製品の外観には異常は認められなかった。〇グリル金網の上に3個の炭化物とグリル受皿にアルミ箔と多量の炭化物が認められた。●当該製品のグリルで魚を調理中、使用者がその場を離れたため、グリル受皿にたまった脂に着火し、グリル排気口より出た炎によって周辺が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル使用中はそばから離れない。」「グリル使用後にグリル受皿にたまった脂を取り除く。」「脂の出る料理にはグリル焼き網の上下にアルミ箔を敷かない。」旨、注意表記されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考	
					物的被害	人的被害				
B1G17-	045	2017/06/10	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	長崎県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇当該製品で天ぷら調理をした後、気が付くと鍋から火が出ていた。〇使用者は火を消し忘れていたため、出火後に点火つまみを消火位置に戻した。〇当該製品はつまみを押し回して点火するタイプであった。〇器具栓、ガス通路の気密性に異常は認められなかった。〇当該製品は調理油過熱防止装置が付いていない仕様のものであった。●当該製品で天ぷら調理をした後に火を消し忘れたため、鍋の油が発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。料理中のものが焦げたり燃えたりして火災の原因になる。」旨、記載されている。	
B1G17-	044	2017/06/22	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者(介護者)が右こんろでフライパンを乾かそうとした際に誤ってグリルの点火スイッチを入れたところ、グリル内部にたまっていた油脂等が過熱着火してグリル排気口から炎が出た。〇当該製品のグリルは、半年以上使用されておらず、掃除もされていなかった。〇グリル受皿及びグリル底板の上に油脂等の付着が認められた。〇グリル排気口に油脂とすずの付着が認められた。〇当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。〇全ての点火スイッチに「オン・オフ」状態を色でサイン表示する機構が搭載されている。●当該製品は、使用者(介護者)が誤ってグリルを点火したことによりグリル内部にたまっていた油脂等が過熱着火し、グリル排気口から炎が出て周辺の壁を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル使用後は手入れをする。」旨、警告表示されている。	
B1G17-	043	2017/06/17	2020/05/21	カセットこんろ	香川県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)飲食店で当該製品に他社製のカセットボンベを装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇当該製品は、IH調理器を内蔵したテーブルの上に置かれていた。〇事故発生の10分前に当該製品のこんろの火は消していた。〇当該製品の底板表面には、IH調理器の加熱コイルと同じ径の焦げ跡が認められた。〇事故発生時、当該製品に装着されていたカセットボンベの上部缶は、缶体内圧の上昇により生じた膨らみが認められた。〇IH調理器は、コントロールスイッチの電源を入れると加熱が始まる仕様で、客が操作できる状態であった。●当該製品をIH調理器の上に置いて使用していたため、IH調理器のスイッチが入ったことで、当該製品に装着されていたカセットボンベが加熱され、ボンベの内圧が上昇して破裂したものと推定される。なお、取扱説明書には、「他の熱源(電気こんろ、魚焼きグリルの排気口、IH調理器)の上で使用や保管をしない。」旨、記載されている。	・A201700182(カセットボンベ)と同一案件
B1G17-	042	2017/06/17	2020/05/21	カセットボンベ	香川県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)飲食店で当該製品を装着していた他社製のカセットこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇当該製品は、IH調理器の上に置かれたカセットこんろに装着されていた。〇事故発生の10分前に当該製品を装着していたカセットこんろの火は消されていた。〇当該製品を装着したカセットこんろの底板表面には、IH調理器のコイルと同じ径の焦げ跡が認められた。〇当該製品の上部缶は、缶体内圧の上昇により生じた膨らみが認められた。〇IH調理器は、コントロールスイッチの電源を入れると加熱が始まる仕様で、客が操作できる状態であった。●IH調理器の上に当該製品を装着したカセットこんろを置いて使用していたため、IH調理器のスイッチが入り、加熱された当該製品の内圧が上昇して破裂したものと推定される。	・A201700181(カセットこんろ)と同一案件
B1G17-	041	2017/06/24	2020/05/21	ガスふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式))	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は、缶体の過熱によって熱交換器に多量の酸化スケールが発生しており、空だきが生じた痕跡が認められた。〇制御基板、バーナーユニット等に焼損等の異常はなく、空だき防止装置等の安全装置の作動温度及び結線は正常であり、異常は認められなかった。〇缶体の空だき防止装置装着部のすずの付着状態及び当該装置の樹脂製ケースの溶融変形状態から、空だき防止装置が装着部から外れていた痕跡が認められた。〇空だき防止装置は、装着状態で容易に缶体から脱落する構造ではなく、不完全な装着状態になることもなかった。●当該製品の空だき防止装置が装着部から外されていたため、空だきが継続して出火したものと考えられ、空だき防止装置が外されていた経緯は不明であるが、製品に起因しない事故と推定される。	製造から25年以上経過した製品

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-040	2017/06/28	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇別製品(エアコン室外機)の修理をする際に脚立を使用するため、作業者が近傍に設置されていた当該製品に傷が付かないように毛布を掛けていた。〇修理作業中に使用者が当該製品を使用したところ、当該製品に掛けられていた毛布が焼損した。〇当該製品の外観は、フロントカバー上部の排気口周辺及び左側面の排気口近傍が焦げており、フロントカバーに貼られたラベルに焼損が認められたが、その他の部分に異常はなかった。〇電源コード、内部配線及びその他の電気部品に異常は認められなかった。〇ガス供給事業者が現場確認時に行った検査で、ガス一次側にガス漏れは認められなかった。〇当該製品内部のガス経路に出火の痕跡は認められなかった。〇温度ヒューズは導通しており、残火安全装置(作動温度120±5°C)は動作していなかった。●当該製品に異常は認められず、別製品(エアコン室外機)の修理作業のため当該製品に毛布が掛かった状態で使用されたため、空気不足によりバーナーの火炎が伸び、毛布が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-039	2017/06/23	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者は、屋外の屋根の下に敷かれた樹脂製のこの上で当該製品を使用して健康茶を沸かしていたが、使用者がその場を離れた際に当該製品の周辺より大きな炎が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。〇当該製品は、台所のガス栓にガス用ゴム管で接続されており、使用者は日常的にゴム管を接続したままで当該製品を持ち運びしていた。〇当該製品は全体的に焼損し、特にホースエンド部が著しく焼損していた。〇当該製品内部のアルミ合金ダイカスト製の器具栓や混合管を含むバーナー部品は溶融していなかった。〇当該製品は、点火スイッチのスピンドルが点火の位置であった。〇当該製品は、亜鉛合金ダイカスト製ホースエンドが溶融、変形し、ゴム管が外れていた。〇当該製品に接続されていたガス用ゴム管がゴム管止めと一緒に外れていたことから、ゴム管止めの固定位置がホースエンド部より外側で、接続が不十分であったと考えられた。●当該製品に接続されていたガス用ゴム管の接続が不十分であったため、使用者が当該製品を使用中にゴム管接続部からガスが漏れ、漏れたガスにバーナーの炎が引火して接続部が焼損し、外れたゴム管の先端から吹き出した炎により周辺に延焼したものと推定される。	
B1G17-038	2017/06/30	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(LPガス用、屋外式(RF式))	埼玉県	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	〇当該製品から湯が出なかったため、使用者が屋外壁面に取り付けられていた当該製品を確認したところ、当該製品下部の配管カバーから炎が出ているのを発見した。〇金属製の配管カバーの内部にはガス、給水、給湯配管、当該製品の電源コード及び当該製品と屋内のリモコンをつなぐリモコンコードが収められていた。〇配管カバーの前蓋を外したところ、蓋の裏面にはすすが付着していたほか、カバー内部の電源コードとリモコンコードが焼損し、断線していた。〇配管カバー内にガス漏れは認められなかった。〇当該製品の電源コードの断線位置は製品底面近傍で、屈曲等のストレスを受ける場所ではなく、電源コードの非焼損部には劣化や硬化は認められなかった。〇当該製品の内部には、すすの付着が認められたものの、焼損や出火の痕跡は認められなかった。〇当該製品の配管及び配線を替えて動作確認を行ったところ、火移り等に問題はなく、ガス漏れ、水漏れ等も認められなかった。〇事故発生から6日後、交換された新しいふろがまでも、当該配管カバー内から出火する事故が発生したが、ふろがま及び配管カバー内にガスの漏れは認められなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考	
					物的被害	人的被害				
B1G17-	037	2017/07/05	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま (LPガス用、屋外式(R F式))	埼玉県	右記参照	〃	(火災)プレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○家屋のプレーカーが落ちたため、使用者が屋外壁面に取り付けられていた当該製品を確認したところ、当該製品下部に取り付けられた配管カバーから炎が出ていた。○金属製の配管カバーの内側には、ガス、給水、給湯配管、当該製品の電源コード及び当該製品と屋内のリモコンをつなぐリモコンコードが収められていた。○配管カバー内のリモコンコードの一部が焼損し、断線していた。○配管カバー内にガス漏れは認められなかった。○当該製品の底面にある電源コード類の取入口の樹脂部品が溶融しており、部品の近傍で電源コードの被覆が溶けて芯線が露出していたが、配管カバー内では、焼損や溶融は認められなかった。○当該製品の内部には、すずの付着が認められたものの、焼損や出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の配管及び配線を交換して動作確認を行ったところ、火移り等に問題はなく、ガス漏れ、水漏れ等も認められなかった。○事故発生の6日前、同じ配管カバー内から出火する事故が発生しており、当該製品は同事故後に交換されたものであった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-	036	2017/07/08	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市 ガス用、屋外式(RF 式))	大阪府	右記参照	〃	(火災)飲食店でプレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は約24年前より、換気扇の吹出口直下の外壁に設置されていた。○換気扇の吹出口から調理場で発生した油が垂れ落ちており、使用者は当該製品に油が付着するのを防止する目的で当該製品の上に木製板を置いていた。○当該製品は、内部の熱交換器表面に油の付着が認められた。○当該製品は、内部の基板の上部が著しく焼損し、基板の一部が焼失していた。○当該製品の二つの電磁弁、送風機のモーターコイル部及び基板のコネクター部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電磁弁等のガスシール部にガス漏れの痕跡は認められなかった。○当該製品の熱交換器の吸熱フィン、バーナー、燃焼室内部に異常は認められなかった。●当該製品は、換気扇の吹出口から垂れ落ちた油が内部に流れ込んで基板に付着したことで異常発熱を生じ、付着した油が発火し内部を焼損したものと推定される。	製造から20年以上経過した製品
B1G17-	035	2017/06/24	2020/05/21	迅速継手(都市ガス用)	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者(料理教室の従業員)がガスこんろを使用するために当該製品を所定のガス栓に接続し、ガスこんろを点火したところ当該製品付近から出火した。○当該製品は、摺動環とソケット本体が焼損していたが、その他の部位に異常は認められなかった。○当該製品は、プラグに接続されると隠れるソケットが一部焼損し、逆に摺動環の露出部に焼損やすずの付着が認められないことから、接続が不十分であったと考えられた。○当該製品の内部に異常は認められなかった。○当該製品のバックンに異常は認められなかった。○当該製品をガス栓に接続し、ガス栓を「閉」にした状態で加圧した結果、漏れは認められなかった。●当該製品とガス栓との接続が不完全な状態で使用されたため、接続部から漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。	製造から35年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月10日
B1G17-	034	2017/07/01	2020/05/21	ガス栓(都市ガス用)	山口県	右記参照	〃	(火災)公共施設でガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故現場は自治体施設の調理実習室で、事故当日、児童生徒を対象にガスこんろを使用して調理講習を行っていたところ、当該製品から漏えいしたガスに引火した。○ガスこんろの後方には、置台上に一口ガス栓が左右に1個ずつ設置されており、左側のガス栓(ホースエンド型)にガスこんろがガス用ゴム管で接続され、右側に設置されていた当該製品にガス器具は接続されていなかった。○ガスこんろに着火不良等の異常は認められず、ガスこんろが接続されていたガス栓及び配管にガス漏れ等の異常は認められなかった。○当該製品のつまみ操作及び気密性に異常は認められなかった。○当該製品のつまみの開栓角度が小さく、ガス流出量がヒューズ作動流量以下の場合、過流出安全機構が作動せずガスが流出することが認められたが、ヒューズ作動流量に達した際には過流出安全機構が正常に作動した。●当該製品は、調理講習講師のガス栓使用に関する注意指導が不十分であったため、児童生徒が誤ってガスこんろに接続されていない当該製品を開栓し、漏えいしたガスに使用中のガスこんろの火が引火したものと推定される。	平成29年7月6日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成29年7月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-033	2017/07/27	2020/05/21	ガス栓(LPガス用)	山形県	右記参照	〃	(火災)飲食店で当該製品に接続したガス炊飯器を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製つまみが焼損し、右側ガス栓のコンセント口に黒くすすけた痕跡が認められた。○右側ガス栓のコンセント口先端から約7mmまではすすけていなかった。○継手ホース(A201700289)のソケットを接続して確認したところ、コンセント口先端から約7mm差し込んだ状態ではソケットの摺動環は動かず、さらに約5mm差し込んだところ、「カチッ」と音がして、摺動環が動き、完全に接続された状態となった。○当該製品の気密性や寸法に異常は認められなかった。○右側ガス栓に接続されていた継手ホースを調査した結果、不完全な接続状態が確認された。●当該製品と継手ホースの接続が不完全な状態で使用されたことにより、接続部より微量に漏れたガスにガス炊飯器の火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-032	2017/08/10	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	静岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者は金串を刺した肉を当該製品のグリルで焼いており、グリル内に金串が入りきらないためグリルの扉を開けて使用していた。○使用者は過去にも同様の使用を行っていた。○当該製品の外観は、グリル右側にある樹脂製点火ボタンが溶融し、その周辺が焼損していた。○当該製品内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○事故発生時、当該製品の左横の窓は開放されていた。●当該製品のグリル扉を開けた状態で調理していたため、当該製品左側の窓から入った風の影響でグリル内の熱気が右側の点火ボタン等に当たり、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル扉を開けたままグリルを使用しない。」旨、記載されている。	
B1G17-031	2017/07/21	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、使用者の着衣に着火し、火傷を負う火災が発生した。	○使用者は自立歩行が困難であるため、ふたから周囲の壁面や当該製品自体に寄り掛かって、当該製品を使用していた。○事故発生時、使用者は合成繊維の長袖シャツを着用していた。○当該製品に異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品に寄り掛かって使用していたため、こんろの火が着衣に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「こんろ使用中は身体や着衣が炎に近づかないように注意する。」、「着衣に炎が移ってやけどのおそれがある。」旨、記載されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年8月18日
B1G17-030	2017/08/13	2020/05/21	ガスこんろ(ガスカートリッジ直結型)	愛知県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○事故発生時、使用者は保護者立会いのもと、ガスボンベを接続させた当該製品をれんがで囲った状態で使用していた。○当該製品及びガスボンベに使用されているOリングは、いずれも傷や亀裂等の異常は認められなかった。○当該製品にガス漏れの痕跡は認められなかった。○ガスボンベの底が嵌合部から外れ、ステムに使用された樹脂に溶融が認められた。●当該製品にガスボンベを接続し、れんがで囲った状態で使用したため、囲まれた空間の温度が上昇し、ガスボンベが加熱されて内圧が上昇し、爆発に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「石、ブロック、板等で囲わない。ガス容器が加熱され、ガス容器内の圧力が上昇し、ガス漏れが生じたり爆発したりして危険である。」旨、記載されている。	
B1G17-029	2017/09/06	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を使用中に、右こんろ用操作ボタン奥から火が見えたため、コップの水と消火器で消火した。○右こんろの器具栓前部にある樹脂製操作機構部の一部とその手前にある樹脂製操作ボタン裏側の一部が焼損していた。○右こんろの操作機構部は取付ねじが締めきらない位置で斜め締めしていたことで浮いた状態となっており、器具栓の操作ロッドをシールするOリングがシール位置から外れてガス漏れが生じていた。○当該製品は、事故当日の一週間前に「火がつかない」故障で器具栓前部の操作機構部に取付けの電源スイッチ(マイクロスイッチ)を事業者が交換修理していた。●当該製品を修理した際、樹脂製操作機構部の取付ねじを斜め締めしていたことで当該部位が浮いた状態となり、使用時の点火消火操作でOリングが外れてガスが漏れ、こんろの火が漏れたガスに引火し、事故に至ったものと推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月21日

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-028	2017/10/04	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が引っ越しのために廊下に出したマットレスを当該製品の排気口周囲に立て掛け、エラーが表示されて湯が出ない状態のまま当該製品の使用を継続したところ、立て掛けていたマットレスが焼損した。○当該製品の排気口は高さが185cmに設置されており、立て掛けていたマットレスは長さが195cmであった。○当該製品は、排気フードの過熱防止装置と内胴正面の過熱防止装置に取り付けられた温度ヒューズがいずれも熔断していたが、その他の過熱防止装置に異常は認められなかった。○当該製品の基板に記録されていたエラー履歴を確認した結果、過熱防止異常が直近で4回記録されていた。○本体内部の燃焼室やバーナーに異常は認められず、集熱フィンにはすずの付着が認められたが、詰まりは認められなかった。●当該製品は、排気口にマットレスが立て掛けられたことで排気口が閉塞状態となり、排気ガスが吸気口から流入したことで燃焼不良となり、排気温度が上昇するとともに発生したすすが火の粉となって排気口から吹き出し、マットレスが焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「排気口周辺には物を置かない。」旨、記載されている。	
B1G17-027	2017/10/04	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	三重県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品で調理中に、その場を離れて戻ってくると、当該製品が焼損していた。○当該製品にガス漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。○グリル庫内には多量のすすが付着しており、グリル扉の内側に油脂の付着が認められ、グリル水受皿には食材のかす及び油脂類が燃えたものが残っていた。●当該製品は、使用者が誤ってグリルを点火させ、その場を離れていたため、グリル水受皿にたまった食材のかす及び油脂類が過熱して発火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたまま機器から絶対に離れない。」、「グリル水受皿にたまった油や調理物が燃えて火災の原因になる。」旨、記載されている。	平成29年10月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G17-026	2017/10/07	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	富山県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いた後、火を消し忘れたまま、その場を離れていた。○当該製品はグリル庫内が著しく焼損しており、庫内には多量の炭化物が堆積していた。○当該製品に接続されていたゴム管は、グリル下部に入り込んでいた部分が焼損していた。○当該製品にガス漏れ等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のグリル庫内を清掃せずに使用を継続しており、当該製品のグリルを消し忘れたため、グリル庫内に堆積していた油脂等が発火し、グリル下部のゴム管がグリルの熱で溶融し、漏れたガスにグリルの火が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用後の消火を確認する。」、「グリル庫内に食品くずやふきんがないようにする。使用中に燃えることがあり、使用前に点検をする。」、「ゴム管は機器の上や下を通さない。」旨、記載されている。	
B1G17-025	2017/10/15	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の外観に異常は認められなかった。○天板の裏面とグリル内部の広範囲にすずの付着が認められた。○グリル水受皿内に多数の焼損した食材残さが認められた。○グリル内の排気口周辺に油脂類が焼損した痕跡が認められた。○グリル開口部周辺の樹脂に焼損が認められた。○バーナー、器具栓等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、手入れ不足で内部に蓄積していた食材残さに着火し、グリル開口部周辺からあふれた炎によって本体内の樹脂等が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル内に食品かすがあると発火する。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-024	2017/10/20	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	東京都	右記参照	〃	(火災)飲食店で当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の前方47cmの位置に面格子が設置されており、左方にはエアコンの室外機、上方には飲食店内からつながる換気ダクト、右方には壁があったため、通常の設定環境と比較して換気状態が悪い場所に設置されていた。○当該製品の排気口右端部から製品右側に約20cm、前方に約17cm離れた位置に設置されていたWi-Fiボックスには、当該製品と面している箇所に焼損が認められた。○バーナー部の整流板の空気穴及び燃焼用ファンに多量のほこりが付着し、熱交換器のフィン間にはさすが堆積して閉塞していた。○電気部品に焼損は認められず、ガス及び水漏れも認められなかった。○使用者から「湯が出ない」旨の申出を受け、当該製品設置10か月後に燃焼用ファンを、2年後には熱交換器及びバーナー部を事業者が交換していた。○当該製品の給湯燃焼時間は1日当たり約5時間であり、1日の標準使用時間に対して約5倍であった。●当該製品は、飲食店で使用され、かつ、設置されてから2年後にはさすが又はほこりが詰まって熱交換器及びバーナー部等が交換されるほど換気状態の悪い場所に設置されていたため、熱交換器のフィン間にさすがが堆積して閉塞状態になり異常燃焼が生じ、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「製品の寿命が短くなるため業務用のような使い方をしない。」旨、記載されており、工事説明書には、「不完全燃焼の原因となるため、周囲に障害物がなく、空気の流れが停滞することのない場所に設置する。」旨、記載されている。	
B1G17-023	2017/10/31	2020/05/21	ガス温風暖房機(都市ガス用、密閉式)	北海道	右記参照	〃	(CO中毒、軽症1名)当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負った。	○現場での確認により、当該製品の不完全燃焼及び当該製品から排気ガス(一酸化炭素濃度1000ppm)の流出が認められた。○当該製品の外觀に異常は認められなかった。○熱交換器内部に多量のさすがが認められた。○当該製品内部の熱交換器とバーナー取付板との間に、通常入っていないパッキンが入っており、当該部位に隙間が認められた。○2015年3月にガス事業者の委託会社により当該製品の修理が行われている。○その他の部品に異常は認められなかった。●当該製品を修理した際、熱交換器とバーナー取付板との間にパッキンを入れ忘れたため、燃焼バランスが崩れて不完全燃焼が発生し、あふれた排気ガスが熱交換器とバーナー取付板との隙間から漏えいしたものと推定される。	平成29年11月1日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成29年11月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G17-022	2017/10/30	2020/05/21	ガスこまろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を点火したところ、当該製品が汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○ガスファンヒーターを使用中に当該製品を点火したところ、当該製品の下部から炎が出た。○使用者は当該製品の下部にガスファンヒーターに接続されたゴム管を通した状態で当該製品を使用していた。○ガスファンヒーターに接続されたゴム管は常時当該製品の下部に通されており、当該製品下部の中央付近でガス漏れ及び焼損が認められた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品の下部を通っていたガスファンヒーターのゴム管が当該製品のグリル調理時に高温にさらされたことで熱劣化してガス漏れが発生し、ガスファンヒーター使用時に当該製品の左こまろを点火したことで漏れていたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	平成29年11月6日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成29年11月16日に消費者安全法の重大事故等(ガスコード)として公表済
B1G17-021	2017/11/02	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(LPガス用、屋外式(RF式))	神奈川県	右記参照	〃	(死亡1名)浴室で当該製品が使用状態で、使用者が腹部に火傷を負った状態で発見され、死亡が確認された。	○使用者が浴室で死亡しているのを、知人が使用者宅を訪問した際に発見した。○当該製品は通常の使用状態であり、水が出たままで、マイコンメーターによりガスの供給が遮断されていた。○動作確認において当該製品は正常に動作していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-020	2017/10/24	2020/05/21	カセットボンベ	神奈川県	右記参照	〃	(火災)当該製品を他社製のカセットこまろに装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品をカセットこまろに装着し、器具枠つまみを回して点火しようとしたところ、ボンベカバー内部から出火した。○当該製品が取り付けられていたカセットこまろは、他社製品だった。○当該製品と事故発生時のカセットこまろでガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。○当該製品のパッキンに亀裂、劣化等の異常は認められなかった。○当該製品及びカセットこまろともにJIS規格を満たしていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201700527(カセットこまろ)と同一案件

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考	
					物的被害	人的被害				
B1G17-	019	2017/10/24	2020/05/21	カセットこんろ	神奈川県	右記参照	〃	(火災)当該製品に他社製のカセットボンベを装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者が当該製品にカセットボンベを装着し、器具栓つまみを回して点火しようとしたところ、ボンベカバー内部から出火した。〇当該製品に接続されていたカセットボンベは、他社製品であった。〇当該製品と正規品カセットボンベ、事故発生時のカセットボンベ及びその同等品をセットしてガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。〇当該製品及びカセットボンベともにJIS規格を満たしており、また、パッキンに亀裂、劣化等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	*A201700521(カセットボンベ)と同一案件
B1G17-	018	2017/11/20	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	〃	(火災)当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者が当該製品のグリルを使用後、グリル庫内から発火した。〇使用者はグリル水受皿に水を入れずに使用するものと誤認識していた。〇使用者はグリル使用後に火を消したと勘違いしていた。〇当該製品の外観(上下面、左右側面、前面、背面)に焼損痕跡及びすずの付着は確認できなかった。〇グリル水受皿内の焼き網にすずが付着していた。〇グリル庫内には長年の使用痕跡があり、高温による油脂の焼き付きが確認できた。●使用者が当該製品のグリル水受皿に水を入れずにグリルで調理後、グリルの火を消したと勘違いし、継続して加熱し続けたため、グリル内の油脂に着火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使うときは、グリル水受皿に水を入れる。」、「完全に消火したことを確認する。」旨、記載されている。	製造から20年以上経過した製品
B1G17-	017	2017/11/18	2020/05/21	カセットこんろ(たこ焼き器用)	福岡県	右記参照	〃	(火災、軽傷4名)当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品の周辺を破損し、4名が火傷を負った。	〇事故現場では、当該製品と破裂したカセットボンベのほか、破裂していないカセットボンベが確認された。〇当該製品の本体側板鋼板がバーナー室側からボンベ室側に向けて変形しており、バーナー室側での破裂により変形した痕跡が認められた。〇各部にガス漏れはなく、圧力感知安全装置の作動性にも異常が認められなかった。〇バーナー室内にカセットボンベを入れる実験を行った結果、カセットボンベが電極ガードに干渉し、電極ガードがたわんで持ち上がるものの、本体上にたこ焼き器鍋を載せることはできた。〇破裂したカセットボンベの上蓋には、内圧上昇により膨らんだ後、衝突により潰れた変形が生じていた。●当該製品内部のバーナー室内にカセットボンベが入った経緯は不明であるが、バーナー室内にカセットボンベが入ったまま、当該製品を使用したため、カセットボンベが過熱して破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	*A201700577(カセットボンベ)と同一案件
B1G17-	016	2017/11/18	2020/05/21	カセットボンベ	福岡県	右記参照	〃	(火災、軽傷4名)当該製品を他社製のカセットこんろ(たこ焼き器用)に装着して使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品の周辺を破損し、4名が火傷を負った。	〇事故発生時、カセットこんろに装着していた当該製品のほかに、破損したカセットボンベが見つかった。〇当該製品には、容器ガイドや缶胴上下カシメ部に変形が認められた。〇当該製品に、ガス漏れは生じておらず、耐圧性に異常は認められなかった。〇カセットこんろの本体側板鋼板がバーナー室側からボンベ側に向けて変形する等、バーナー室側での破裂により変形した痕跡が認められた。〇カセットこんろ内のバーナー室内にカセットボンベが入った状態での再現試験を行った後、事故発生時と同様な状況であった。●当該製品とは別のカセットボンベがカセットこんろ内部のバーナー室内に入った状態で使用したため、バーナー室内にあったカセットボンベが過熱して破裂したものと考えられ、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	*A201700549(カセットこんろ(たこ焼き器用))と同一案件
B1G17-	015	2017/12/08	2020/05/21	ガストーブ(カセットボンベ式)	兵庫県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品にガスボンベを装着したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇当該製品を使用中にガスがなくなったため、ガスボンベを交換する際に未使用のガスボンベを装着しようとしたところ出火したとの申出内容であった。〇当該製品は、取っ手の取付部の樹脂が焼損、溶融していたが、その他の部位に異常は認められなかった。〇ガスボンベは純正品を使用していた。〇当該製品のガスボンベの接続部に異常は認められず、ガスボンベは正常に装着することができ、点火したところ正常に燃焼し、各接続部にガス漏れは認められなかった。〇ガスボンベを回して切込部を横側にし、ガスボンベを少し傾けて接続部側に押す(正常ではない装着方法)とステムから液体燃料の漏れが認められた。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品にガスボンベを装着し点火する際に、滞留していたガスに引火して周辺に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考	
					物的被害	人的被害				
B1G17-	014	2017/12/17	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市 ガス用、開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用後、当該製品の 周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者が手を洗うため当該製品を使用してから約2時間後、当該製品の近くに置いてあったアルミ製のボウルに入った紙やビニールごみが燃えていたとの申し出内容であった。〇当該製品にガス漏れや水漏れは確認されなかった。〇当該製品の点火及び燃焼状態に異常は認められなかった。〇アルミ製ボウルは当該製品の右側面5～10cmの位置にあったが、当該製品の排熱を受ける場所ではなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に火災に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-	013	2017/12/14	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま (LPガス用、屋外式(R F式))	宮城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼 損する火災が発生した。	〇ガス事業者が検針の際に当該製品からのガス漏れがあることを確認したため、器具栓を閉じて当該製品の使用を禁止する旨、事故発生当日に使用者に伝えていた。〇当該製品は、外郭上部が焼損し、内部のガス管周辺が著しく焼損した状態であった。〇水電磁弁に亀裂が認められ、亀裂部分から漏水していた。〇ガス管と本体底面が著しく腐食し、ガス管の腐食部に穴空きが認められた。〇その他の部品に火災の痕跡は認められなかった。●事故発生以前にガス事業者がガス漏れのため当該製品の使用を禁止していたにもかかわらず、使用者が当該製品を使用したことで、当該製品内部のガス管腐食部から漏えいしたガスに引火し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス漏れに気付いたときは処置が終わるまでの間、絶対に火を付けない。」旨、記載されている。	製造から20年以上経過した製品
B1G17-	012	2017/11/29	2020/05/21	ガス栓(LPガス用)	三重県	右記参照	〃	(火災、軽傷2名)飲食店で当該製品に接 続していたガスレンジを交換中、当該製品 及び周辺を焼損する火災が発生し、2名 が火傷を負った。	〇当該製品に接続されていたガスレンジを交換中、近くでガスこんろが使用されていた。〇当該製品は気密性試験等が実施できる検査孔付の特殊なガス栓であった。〇作業者は当該製品のつまみを閉止位置にして、ガスレンジとの継手を外した。〇当該製品のつまみ内部が破損しており、つまみを閉止位置に戻しても内部の栓が回転せず、開放状態になっていた。〇つまみ内部は手操作では容易に破損しない強度を有していた。●当該製品のつまみ内部が破損し内部の栓が開放状態になった時期は不明であるが、つまみ内部が破損していたため、つまみを閉止位置にしても内部の栓が閉止状態にならなかったものと考えられ、内部の栓が開放状態のままガスレンジとの継手を外したことから、ガスが流出して近くで使用していたガスこんろの火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	平成29年11月30日に経済産業省産業保安グループにて公表済
B1G17-	011	2017/12/02	2020/05/21	ガスファンヒーター(都 市ガス用、開放式)	京都府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者が当該製品を点火後にその場を離れ、家人が当該製品付近からの出火を確認した。〇当該製品は、上部操作部の樹脂が焼損し溶融していたが、当該製品内部に焼損の痕跡は認められなかった。〇当該製品内部に設置されていたサーミスターと温度ヒューズに異常は認められなかった。〇燃焼室内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇当該製品内部の処理鋼板に過熱の痕跡は認められなかった。〇電源コード、操作基板、メイン基板及び送風モーターに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成29年12月28日に公表したゴム管(都市ガス用)に関する事故(A201700600)と同一。平成29年12月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月1日
B1G17-	010	2017/1/14	2018/05/23	密閉式(FF式)ガス瞬 間湯沸器(LPガス用)	滋賀県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現 場に当該製品があった。	〇当該製品本体の外郭に焼損は認められなかった。〇当該製品の外装表面にすがすが付着していたが、外装の塗膜にはく離は認められなかった。〇当該製品のガス配管に熱影響の痕跡は認められなかった。〇残存する給排気管及び延長配管に変形、焼損等の異常は認められなかった。〇当該製品の施工に異常は認められなかった。〇延長配管のトタン屋根貫通部は、焼損して確認できなかったが、本体近傍の延長配管に過熱の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	使用期間3年
B1G17-	009	2017/1/16	2018/05/23	ガス栓(都市ガス用)	愛知県	右記参照	〃	(火災)保育園で当該製品に接続していた ガス温風暖房機を使用中、当該製品の周 辺を焼損する火災が発生した。	〇使用中のガス温風暖房機の向きを変えたところ、当該製品からガスホースが外れて出火し、ガス温風暖房機の一部を焼損した。〇当該製品のガスホース接続部の寸法に異常は認められなかった。〇当該製品に接続していたガスホースに焼損はなく、ガス漏れは認められなかった。●当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品。

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-008	2017/1/17	2018/05/23	ガスこんろ(LPガス用)	鹿児島県	右記参照		(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○出火時、家人は留守であった。○事故発生時、当該製品を接続していたガス栓は開いており、当該製品の操作ボタンのロック装置は、左こんろ、右こんろ及びグリルのいずれもロック解除状態であった。○当該製品の左こんろ上にはごみの入ったポリ袋、右こんろ上にはペット用尿吸収シートの束が置かれていた。○当該製品はブッシュして点火するタイプのもので、操作ボタンの操作力(点火時にボタンを押す力)は、こんろ:約12~15N、グリル:約10Nで、バーナーの燃焼が継続するまでの押し時間は約0.5秒であり、偶発的な点火を防ぐロック装置もあることから、ロックしていれば、容易に点火される機構ではなかった。●出火時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品は事故の出火時に使用されていなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-007	2017/1/19	2018/05/23	カセットボンベ	大阪府	右記参照		(重傷1名)当該製品を装着していたカセットこんろが落下後、漏洩したガスにガスこんろの火が引火し、火傷を負った。	○当該製品はテーブル上に置かれていたカセットこんろ内に入っていたが、カセットこんろの着脱レバーは下がっていなかった。○使用者がカセットこんろをテーブルから落下させた際、当該製品の側面に亀裂が生じ、ガスが漏れた。○使用者は、当該製品をガスが漏れたままガスこんろを使用している台所に持って行った。○当該製品の側面に擦り傷と8mmのL字形の亀裂があった。○カセットこんろのカセットボンベ装着部側面に容器カバー固定部があった。○当該製品の亀裂部をはんだで塞ぎ、ガスを充填しJIS規格の試験を行ったところ、ガス漏れ等の異常はなかった。●当該製品は、カセットこんろに固定されておらず、その状態で使用者がカセットこんろをテーブルから落下させたことで当該製品がカセットこんろの容器カバー固定部に接触して側面に亀裂が生じ、亀裂からガスが漏れたまま火気に近づけたため引火したものと推定される。	
B1G17-006	2017/1/22	2018/05/23	ガストーチ	福岡県	右記参照		(火災)店舗の厨房で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のステンレスパイプの先端(火口)は、使用時の熱で焼け、さびが生じ、落下等によるものと推定される著しい変形が認められた。○樹脂ボディ上部等に熱変形、焦げ及び破損が認められた。○当該製品と事故発生時のガスボンベの組合わせで点火させたところ異常燃焼は認められなかった。○当該製品の樹脂カバーを外し、石けん水を用いてガス通路部のガス漏れを確認した結果、ガス漏れは認められなかった。○ガス通路部であるノズルボディとプレヒートパイプのろう付け部に亀裂等の異常は認められなかった。○ガスシール部のOリングに異常は認められず、異物の付着も認められなかった。○当該製品を対象物に近接させた使用を想定して、火口を木板に押し当てて燃焼させた結果、異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-005	2017/1/30	2018/05/23	ガスこんろ(都市ガス用)	東京都	右記参照		(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の右こんろの炎の状態が赤火になり、調子が悪い状態であることに気づきながら使用していた。○当該製品の右こんろの内部には、油分を含む煮こぼれが多量に堆積しており、点火用の高圧コード配線の被覆の一部が焼損していた。○当該製品の外観には、焼損等の痕跡は認められなかった。○当該製品の右こんろのバーナーキャップは著しく腐食劣化し、全体が欠けて板厚が薄くなっていた。○当該製品の右こんろの腐食劣化したバーナーキャップで燃焼を行うと、赤火が混じった不均一な炎の状態が認められ、右バーナー下部の堆積した煮こぼれに火が着くことが認められた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品は、バーナーキャップが腐食劣化した状態で使用者が使用を継続したことから、バーナーキャップとバーナーボディの間に生じた隙間から炎がバーナー下部へ逆流して機器内部に堆積していた煮こぼれ等に着火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「薄くなったり変形して炎がふぞろいになったらバーナーキャップの交換が必要である。バーナーキャップが汚れていたら拭き取る。」旨、記載されている。	
B1G17-004	2017/1/31	2018/05/23	カセットボンベ	兵庫県	右記参照		(火災)当該製品を他社製のカセットこんろに装着したところ、カセットこんろを焼損する火災が発生した。	○使用者がカセットこんろに当該製品を装着したところ、接続部から漏れたガスに引火した。○当該製品の外装にさすが少し付着していた。○当該製品のステム部及びボス部に傷等の異常は認められなかった。○当該製品にはガスが残っており空の状態であった。○当該製品にガスを充填したところ、ガス漏れは認められなかった。○当該製品のステム部を分解したところ、パッキンに亀裂等の異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	カセットこんろに関する事故(A201600671)と同一

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G17-003	2017/2/18	2018/05/23	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品で鍋を調理中に、「パン」という異音がして機器右側の背面から10cm程度の炎が上がった。○使用者が点火つまみを消火位置に戻したが消火しなかったため、ガスの元栓を閉めて消火した。○トッププレート等が黒く塗られており、内部のこんろバーナーとバーナー受けにやすり等で磨かれた等の分解された痕跡が認められたが、当該製品が分解された時期や分解を行った者については不明であった。○ガス経路の二次側(ガス元電磁弁からバーナーまで)は、右こんろのガス導管と器具栓の接続部で若干のガス漏れが認められ、リングが正常な取付け位置からずれていた。○右こんろのガス導管と器具栓との接続部のリングが劣化してもろくなっており、かみ込んだ痕跡が認められた。●当該製品は、分解された痕跡があり、右こんろのガス導管接続部のリングが所定の位置からずれていたことから、使用に伴いリングの劣化によるシール性が低下したことでガスが漏れ、こんろの火が引火して内部配線の一部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G17-002	2017/3/2	2018/05/23	ガスオープンレンジ(LPガス用)	和歌山県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)学校で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、37年前に購入されたものであり、外観に異常は認められず、現在も継続して使用されている。○当該製品は、扉を開けた状態で点火操作を行う仕様であった。○当該製品は正常に点火し、異常は認められなかった。●当該製品にガス漏れ、点火不良等の異常は認められず、火が消えていることに気付いた使用者が扉を開けて再点火したところ、内部に滞留していた未燃ガスに着火し、扉の間から炎が噴き出したものと推定される。	製造から25年以上経過した製品
B1G17-001	2017/3/2	2018/05/23	ガスこんろ(LPガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、新聞紙を敷いた置台の上に設置されていた。○グリル庫内には、多くの食品残渣物及び油分が付着、堆積していた。○当該製品で魚を焼き、取り出して食事をした後出火した。○使用者は当該機器を使用したあと火を消したかどうか覚えていなかった。○当該製品のグリルには、過熱防止装置及び消し忘れ防止装置は搭載されていなかった。●当該製品は、グリル使用後の消し忘れによりグリル庫内が過熱し、食品残渣物が発火し周囲へ延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用後の消火を必ず確かめる。グリル使用後は必ず掃除をする。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故